

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第25号

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例  
(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名<sup>印</sup></p>
<p>第2号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び</p>	<p>第2号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び</p>

任務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">氏 名</div>	任務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">氏 名<sup>㊟</sup></div>
---	---

(瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（昭和60年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出) 第6条 <省略> 2及び3 <省略>  <u>4 &lt;省略&gt;</u> <u>5 &lt;省略&gt;</u> (審査申出人の口頭による意見陳述) 第8条の2 <省略> 2 <省略> 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (口頭審理) 第9条 <省略>	(審査の申出) 第6条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5 &lt;省略&gt;</u> <u>6 &lt;省略&gt;</u> (審査申出人の口頭による意見陳述) 第8条の2 <省略> 2 <省略> 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (口頭審理) 第9条 <省略>

2から4まで <省略>	2から4まで <省略>
5 口述書には、次に掲げる事項を記載しな <u>ければならない</u> 。	5 口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名押印しな <u>ければならない</u> 。
(1)から(3)まで <省略>	(1)から(3)まで <省略>
6及び7 <省略>	6及び7 <省略>
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名しな</u> ければならない。	8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印しな</u> ければならない。
(1)から(5)まで <省略>	(1)から(5)まで <省略>
9 <省略>	9 <省略>
(実地調査の調書)	(実地調査の調書)
第10条 <省略>	第10条 <省略>
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名しな</u> ければならない。	2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印しな</u> ければならない。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
(議事の調書)	(議事の調書)
第11条 <省略>	第11条 <省略>
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名しな</u> ければならない。	2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名押印しな</u> ければならない。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
(審査の申出の取下げ)	(審査の申出の取下げ)
第13条 <省略>	第13条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
	3 <u>第6条第4項の規定は、審査申出取下書について準用する。</u>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。